

泉大津市こども特派員募集要項

1 泉大津市こども特派員の目的

泉大津市のこどもに対し、健全な育成に繋がる地域間交流活動を通じた原体験機会の創出を図るとともに、子どもが自ら市の魅力を発信し、他地域との交流から学ぶことによる市民としてのシビックプライド醸成を図ることを目的とする。

2 活動内容

(1) 市が連携する地域に赴き、体験・取材し、撮影した写真及び動画並びに作成した記事（以下「記事等」という。）を市に提出する。

(2) 口コミやSNS等で、本市の魅力を発信する。

※SNSで情報発信する場合は「#泉大津市」「#泉大津市こども特派員」のハッシュタグをつけること。

3 参加資格

(1) 小学4年生以上中学3年生以下の市民であること。

(2) 泉大津市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある市民であること。

(3) 市に提供した写真等について、市ホームページやSNS、広報紙、その他市が作成する媒体への掲載に同意いただけること。

(4) スマートフォン又はタブレットを所有し、基本的な操作ができること。

(5) 活動に係る注意事項および禁止事項を遵守できること。

4 募集期間

令和6年6月28日（金）～ 令和6年7月21日（日）

5 任期

登録決定日から登録解除となるまで

6 活動に係る注意事項

(1) 市へ提供した写真・動画・記事については、本市ホームページ及びSNS、その他市が作成する媒体等に使用される場合があります。予めご了承ください。

(2) 市へ提供する写真は自身が撮影したものに限りません。

(3) 人物が被写体として写っている場合には、必ず被写体の承諾を得てください。（市は肖像権侵害等の一切の責任を負いません。）

(4) 投稿にあたり、第三者間との間にトラブルが生じた場合においても、市は一切の責任を負いません。

(5) 参加には保護者の承諾が必要です。

7 禁止事項

以下に該当する行為を禁止します。

(1) 法律、法令等に違反するおそれがある行為

- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
- (3) 政治、宗教活動を目的とする行為
- (4) 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権などを侵害する行為
- (5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為
- (6) 公序良俗に反する行為
- (7) 虚偽若しくは事実と異なるもの又は単なる風評や風評を助長させる行為
- (8) 本人の承諾なく個人情報に特定、開示、漏洩する等プライバシーを害する行為
- (9) 有害なプログラム等に誘導する行為
- (10) 広告、宣伝、勧誘、営業活動及び自己の利益のために特派員の立場を濫用する行為
- (11) 市職員と誤認されるおそれのある行為
- (12) 活動先等に対して迷惑となる行為
- (13) 活動上知ることができた秘密を漏らす行為
- (14) その他市長が適当でないと認めた行為

8 応募方法

応募フォームに必要事項をご入力の上、ご応募ください。

9 その他

- (1) 撮影・情報発信に際しては、個人のスマートフォンやタブレットをご使用ください。
- (2) 活動に対する報酬等はありません。
- (3) 投稿内容が不適切である方や、参加資格を満たさないと判断された方は、市民特派員を解嘱させていただきます。

※そのほか、投稿内容が不適切と判断される恐れがある場合は、成長戦略課より連絡し、対応をお願いする場合があります。

10 お問い合わせ先

郵 送：〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町 9-12 市長公室成長戦略課宛て

メー ル：senryaku@city.izumiotsu.osaka.jp

窓 口：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（泉大津市役所 庁舎 4 階 成長戦略課）